

---

## 第5次男女平等参画推進計画 骨子（案）

---

### ～ 目 次 ～

#### 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 策定体制
4. 計画の期間

#### 第2章 計画策定の背景

1. 社会情勢
2. 近年の主な動向
3. 西東京市の現状
4. 西東京市第4次男女平等参画推進計画での取組と今後の課題

#### 第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本的視点
3. 重点課題の設定
4. 計画の体系

#### 第4章 計画の内容

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

西東京市では、平成 16（2004）年 3 月に「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、平成 20（2008）年 4 月には男女平等参画推進の拠点施設として「男女平等推進センター パリテ」を開館しました。平成 21（2009）年 3 月には「西東京市第 2 次男女平等参画推進計画」、平成 26（2014）年 3 月には「西東京市第 3 次男女平等参画推進計画」、平成 31（2019）年 3 月には「西東京市第 4 次男女平等参画推進計画」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けて施策を積極的に展開してきました。

現行の第 4 次推進計画の計画期間が令和 5（2023）年度末で終了することを踏まえ、社会情勢の変化や市を取り巻く環境に対応するために、「西東京市第 5 次男女平等参画推進計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（第 14 条第 3 項）」です。
- (2) この計画は、「西東京市第 3 次基本構想・基本計画（予定）」や関連する他分野の計画と整合性を図りながら策定します。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市第 3 次配偶者暴力対策基本計画」として位置づけます。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に該当し、「西東京市第 2 次女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。  
※同法は令和 6 年 4 月 1 日施行のため、今後策定される上位計画の内容に留意して検討
- (6) この計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定します。
- (7) この計画は、男女平等参画社会をめざす第 1 次、第 2 次、第 3 次の計画を継承しています。

## 3. 策定体制

- ・学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」の開催
- ・「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」や「市民ワークショップ」、「事業者インタビュー」、「中学生ヒアリング」の実施
- ・パブリックコメント、市民説明会の実施

## 4. 計画の期間

この計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 力年とします。

### 1. 社会情勢

#### ①SDGsとジェンダー平等

ジェンダー平等とは、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味します。生物学的な性とは異なり、ジェンダーとは社会的・文化的につくられている性を指しています。現代社会では、固定的性別役割分担意識等により、性別によって役割が固定され、生き方や働き方が制限されてしまうといった不平等が生じています。

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて加盟193か国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの15年間の行動目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、17の目標と169のターゲットが定められており、誰一人として取り残さない社会の実現という理念を持っています。この前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と示されており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的の一つとなっています。

掲げられた17の目標の5番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が位置付けられており、すべてのゴールの達成においてジェンダーの視点の主流化が不可欠であることが示されました。



#### ②世界における日本（ジェンダーギャップ指数）

世界経済フォーラムの公表するジェンダーギャップ指数をみると、日本は2022年では146か国中116位で、2021年の153か国中121位から横ばいとなっています。政治・経済への女性参画が遅れていることから、昨年に引き続き先進国の中では最低となっています。

## 2. 近年の主な動向

年	国・都	市
平成 29 年 (2017 年)	(国)「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」一部改正 (都)「東京都男女平等参画推進総合計画」策定	『「健康」イクボス・ケアボス』宣言
平成 30 年 (2018 年)	(国)「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 (都)「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定	「西東京市子ども条例」制定
令和元年 (2019 年)	(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 (国)「労働施策総合推進法」改正 (都)東京都性自認及び性的指向に関する基本計画策定	「西東京市第 4 次男女平等参画推進計画」策定
令和 2 年 (2020 年)	(国)改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 (国)性犯罪・性暴力対策の強化の方針 (国)第 5 次男女共同参画基本計画策定	
令和 3 年 (2021 年)	(国)「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正 (国)「育児・介護休業法」改正	
令和 4 年 (2022 年)	(都)「東京都男女平等参画推進総合計画」改定 (国)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立 (都)「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用開始	「男女平等参画に関する西東京市民・職員意識・実態調査」実施

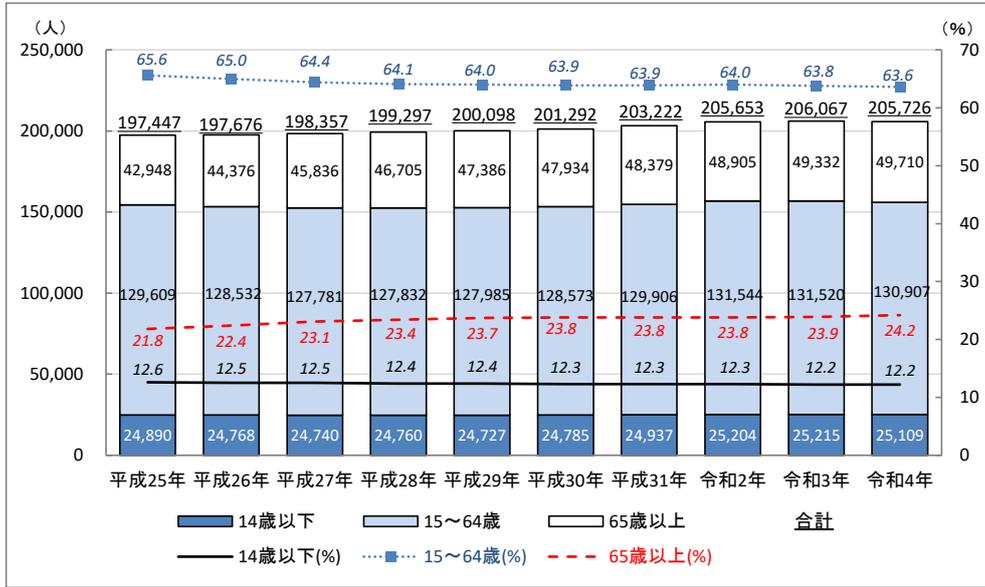
### 3. 西東京市の現状

#### 【1】統計データから見る西東京市の現状

※統計データの提示（人口推移、就労に関するデータ、世帯数等）

##### ①年齢別人口の推移

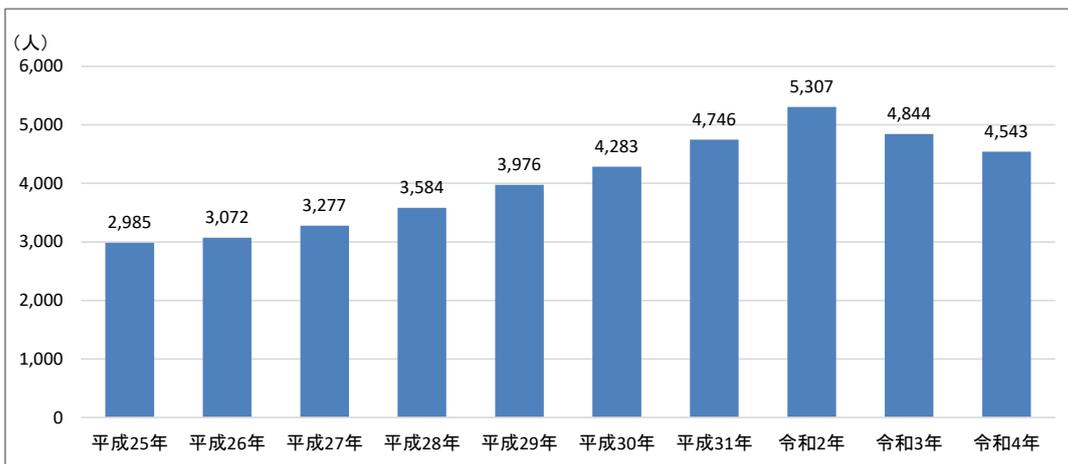
総人口は・・・・・・・・・・



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

##### ②外国人人口の推移

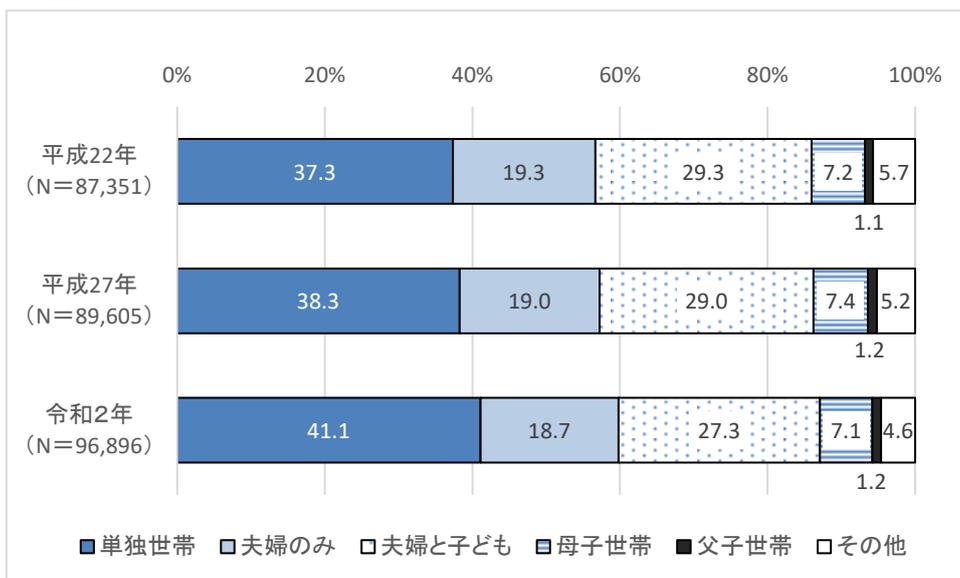
外国人人口は・・・・・・・・・・



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### ③世帯の家族類型の推移

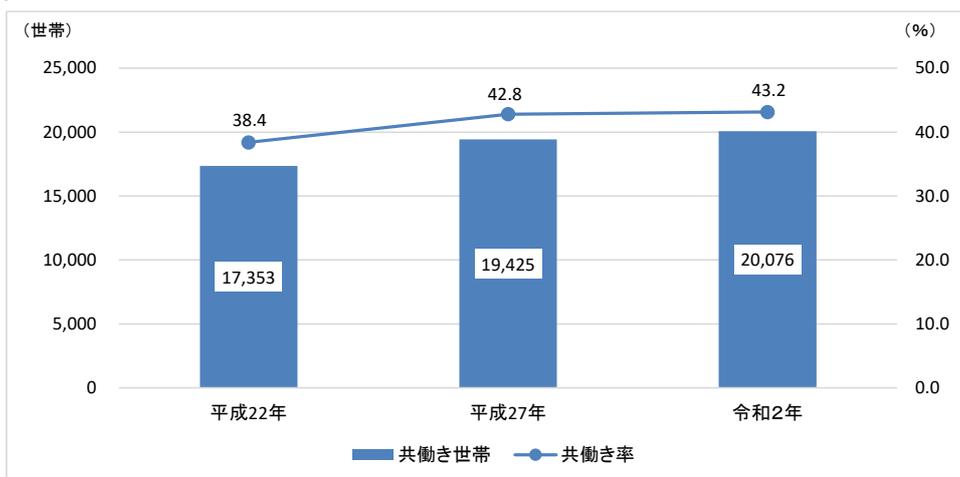
世帯の家族類型は . . . . .



資料：国勢調査

### ④共働き世帯の推移

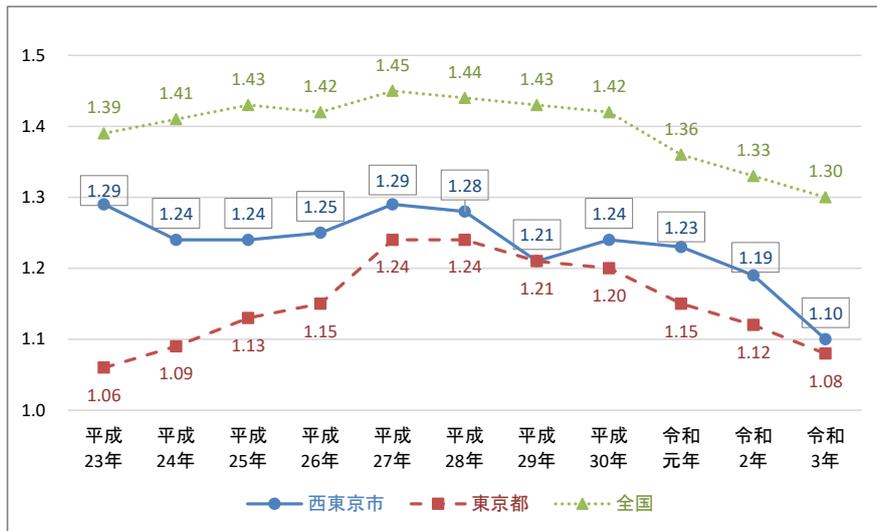
共働き世帯は . . . . .



資料：国勢調査

⑤合計特殊出生率の推移

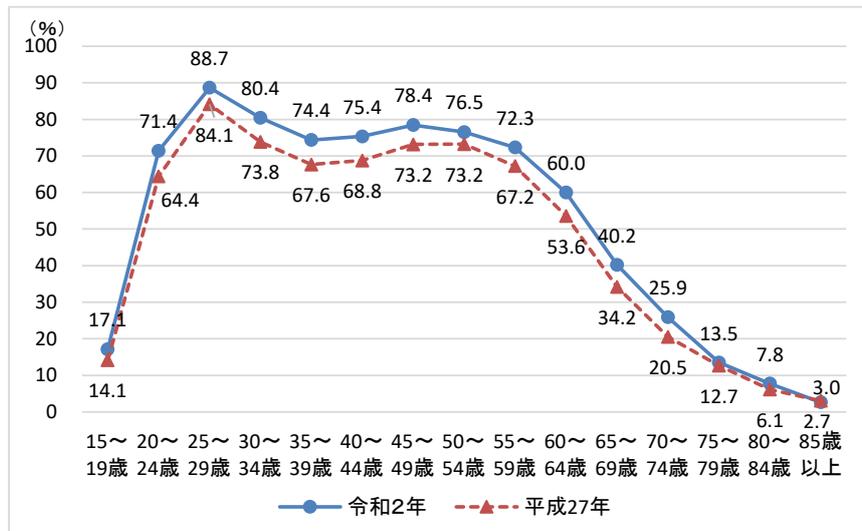
合計特殊出生率は . . . . .



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

⑥年齢別労働力率の推移

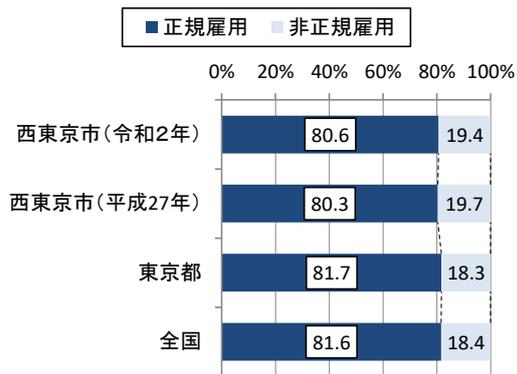
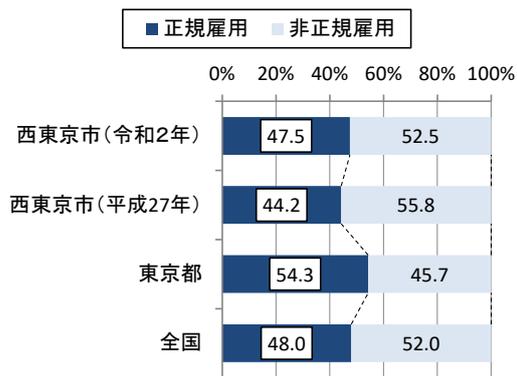
年齢別労働力率は . . . . .



資料：国勢調査

⑦雇用形態の推移

雇用形態は・・・・・・・・



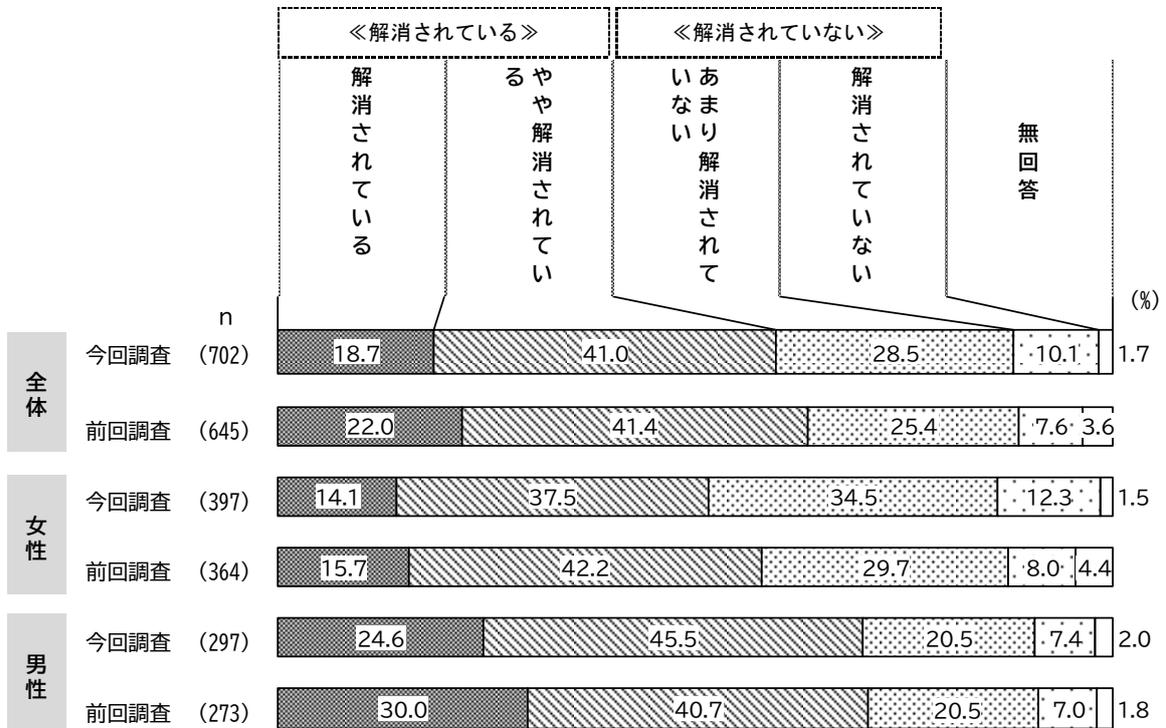
資料：国勢調査

## 【2】調査結果からみる現状

### ■男女平等参画の意識について

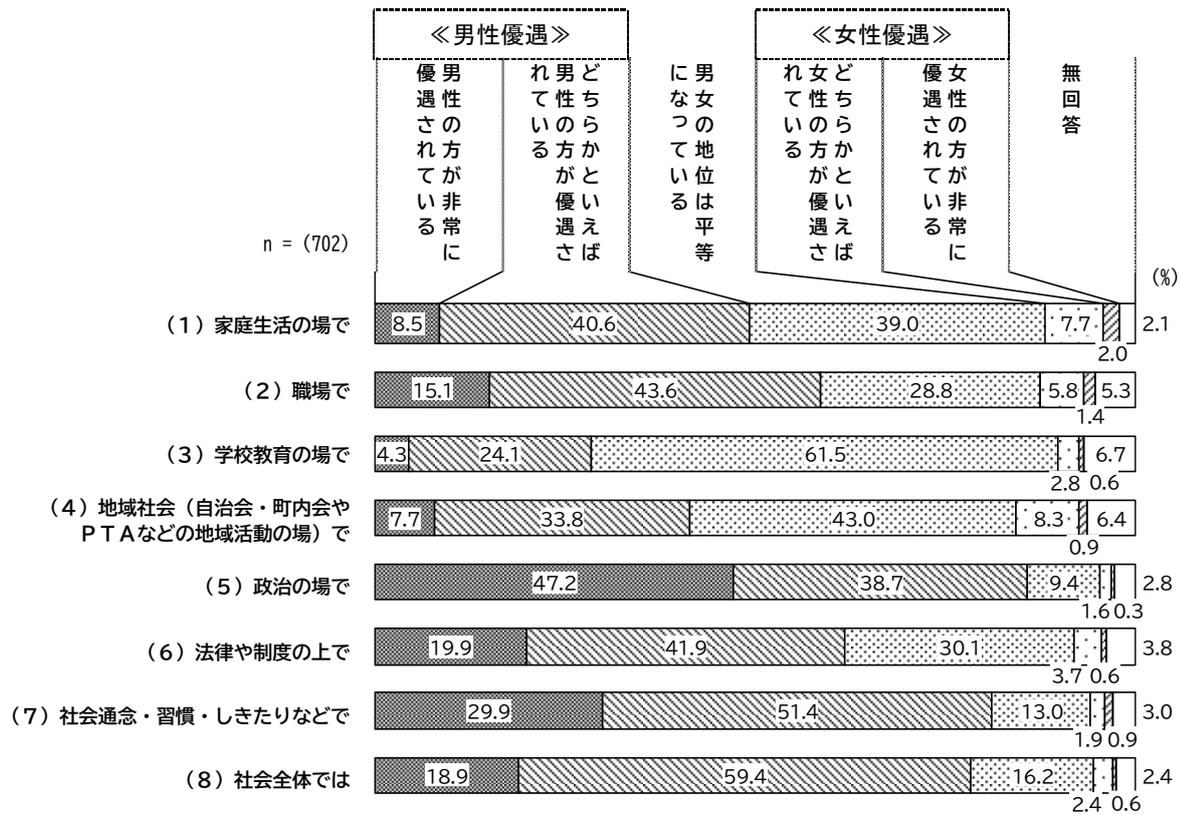
#### ①固定的性別役割分担意識についての考え

固定的性別役割分担意識は・・・・・・・・

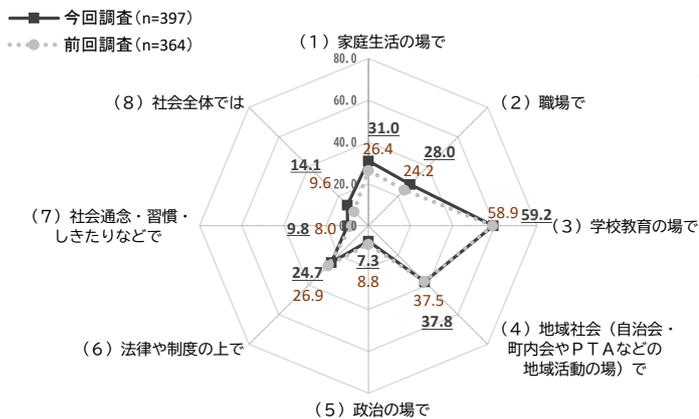


## ②男女の地位の平等感

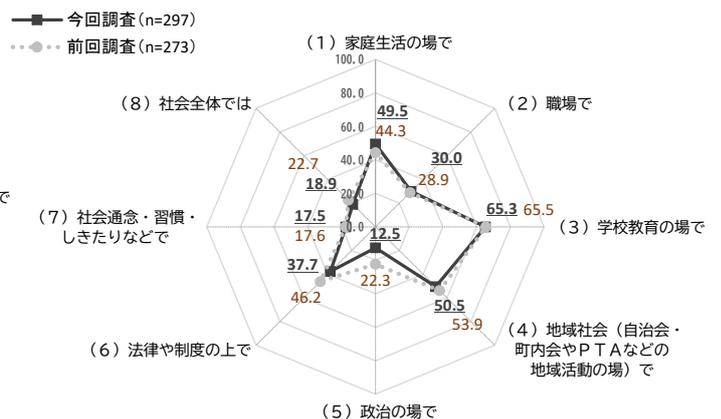
男女の地位の平等感は・・・・・・・・



### 女性



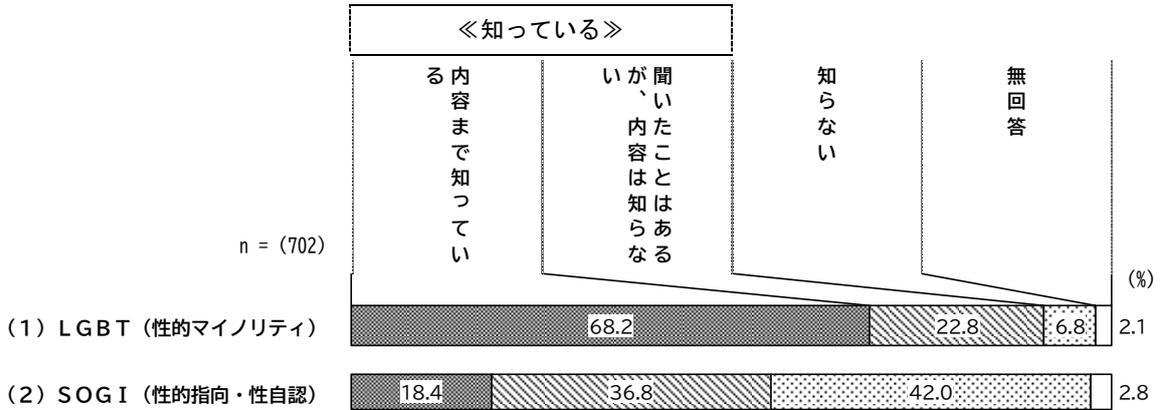
### 男性



■性の多様性について

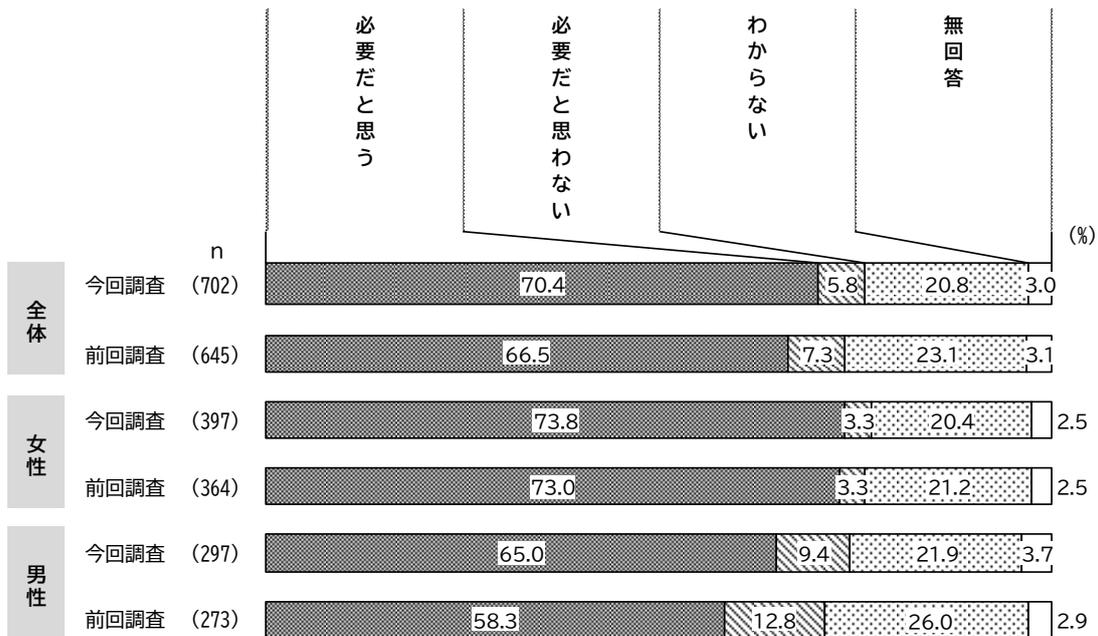
①性の多様性に関する言葉の認知度

LGBTは・・・・・・・・



②性的マイノリティへの取り組みについての考え方

性的マイノリティへの取組を進めることについて・・・・・・・・



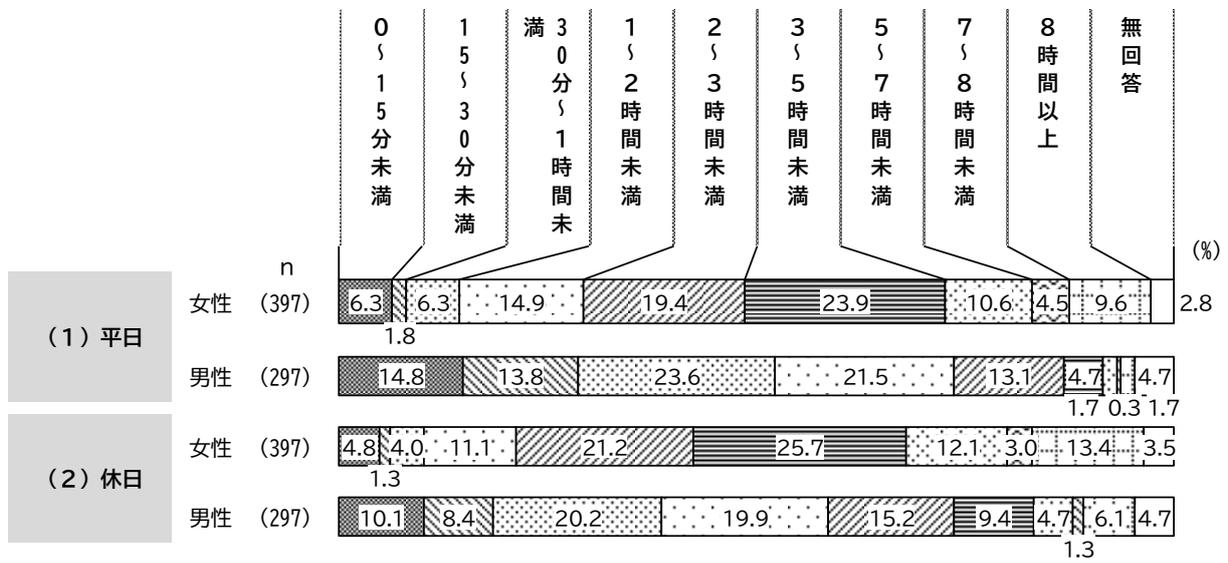
③性的マイノリティの人が生活しやすくなるために必要な対策

1	市のサービスを性的マイノリティのパートナーも利用しやすい環境を整備する
2	市民や企業等に対して意識啓発を行う、トイレ等について利用しやすい環境を整備する
3	トイレ等について利用しやすい環境を整備する
4	学校や市役所の窓口での対応の充実を図る
5	教員や市職員に対して理解促進のための研修等を行う

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

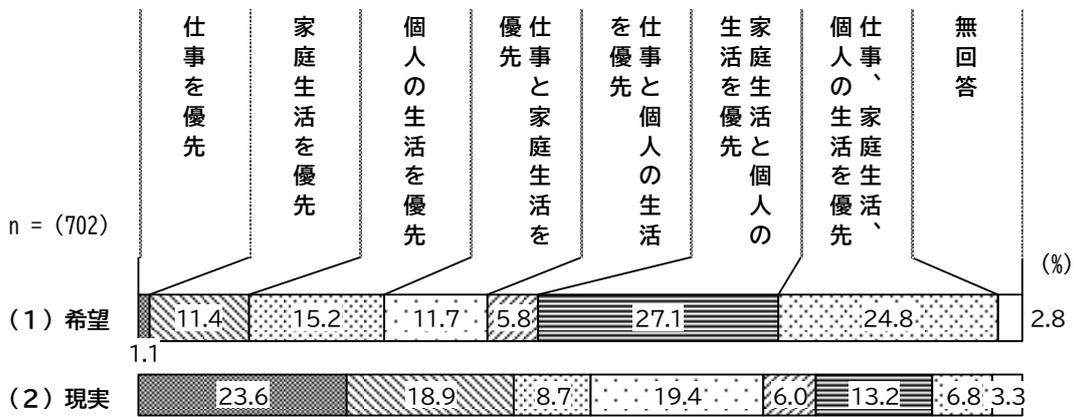
①家事・育児・介護などに携わっている時間

家事・育児・介護などに携わっている時間について・・・・・・・・・・・・・・・・



②生活の中の優先度（希望、現実）

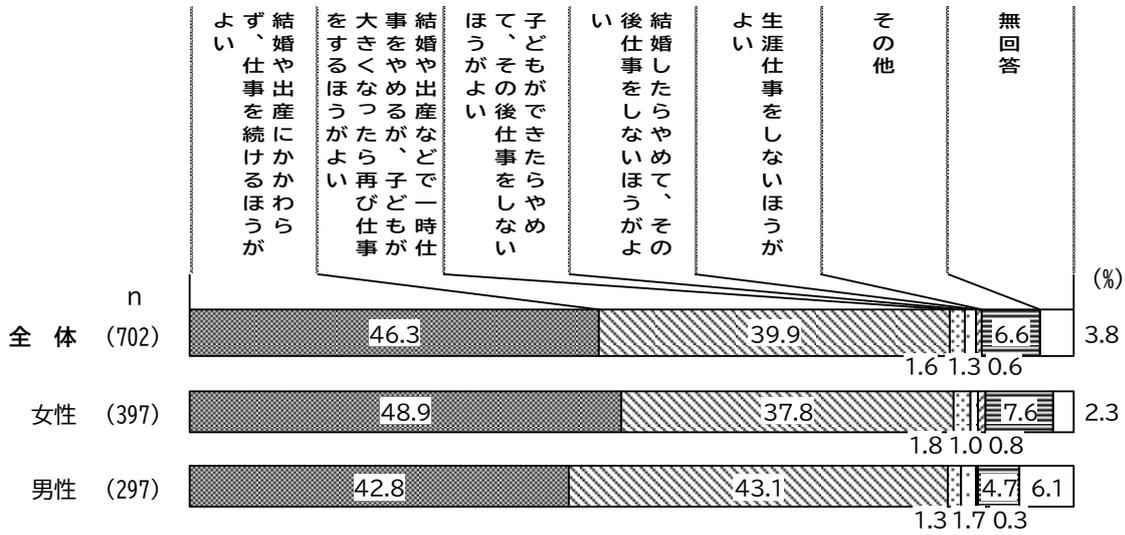
希望では・・・・・・・・・・・・・・・・



■女性の活躍について

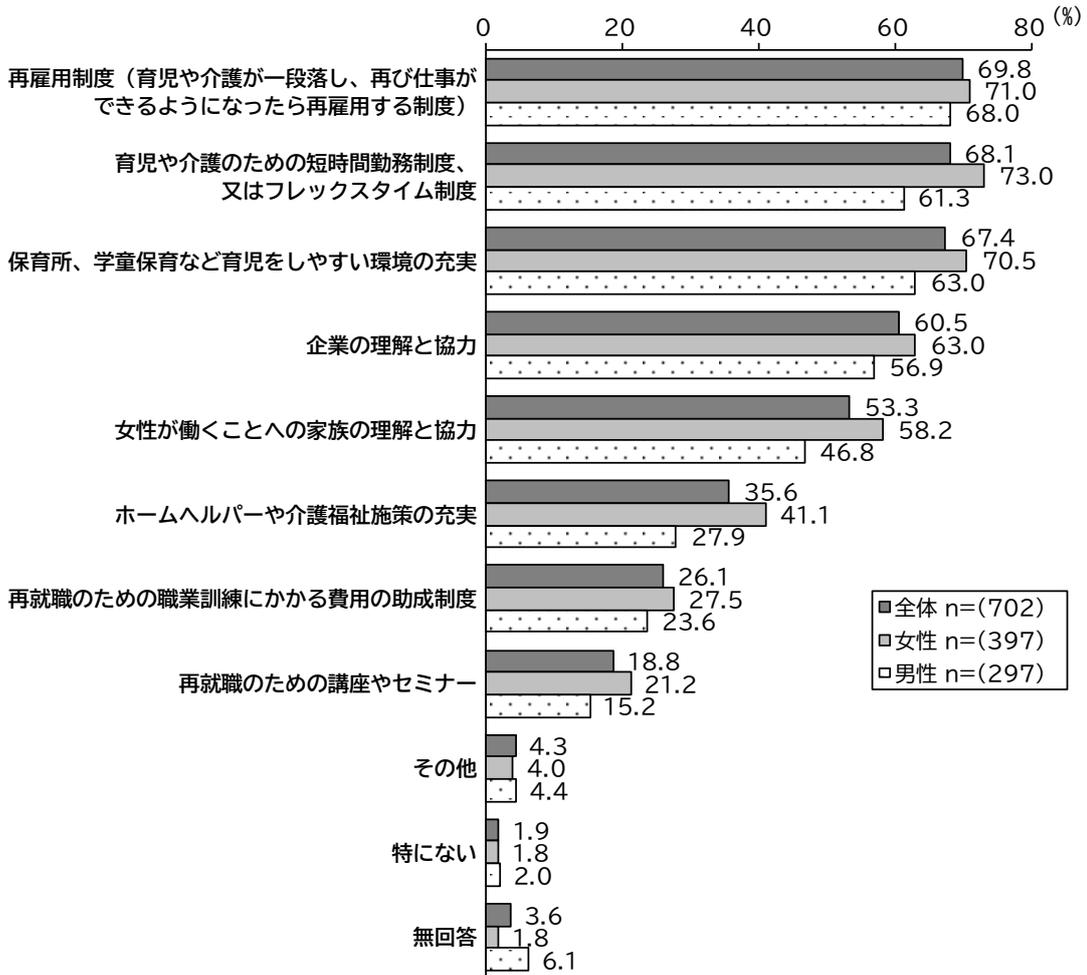
①女性の働き方について

女性の働き方について・・・・・・・・・・



②一時期仕事をやめた女性が再就職を希望する際に役立つものについて

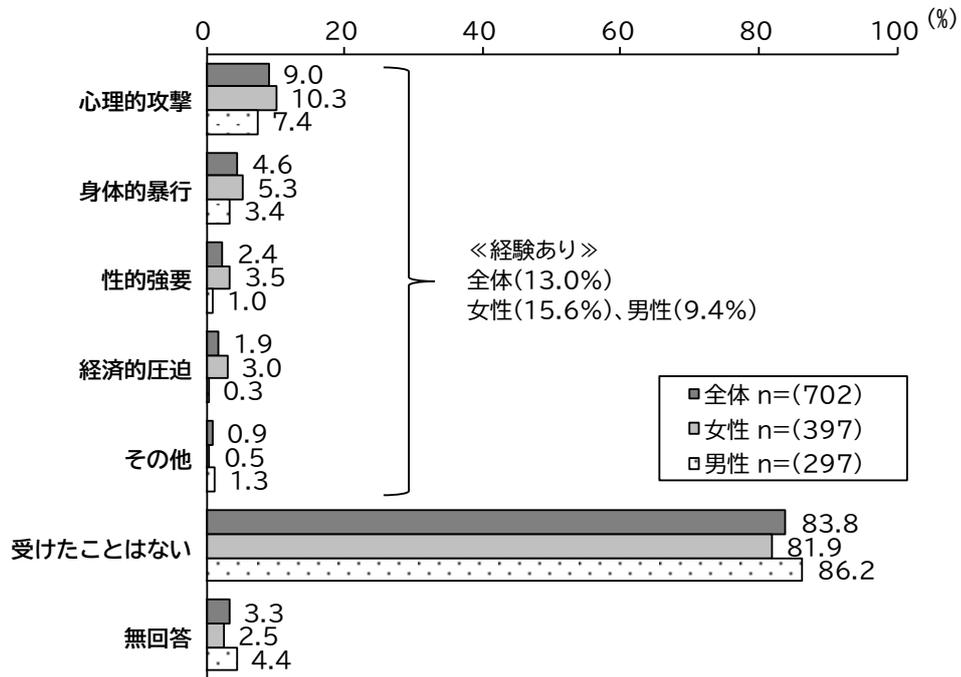
・・・・・・・・・・



■暴力について

①配偶者等から暴力を受けた経験

暴力を受けた経験について・・・・・・・・・・



②配偶者等からの暴力を受けた時誰にも相談しなかった理由

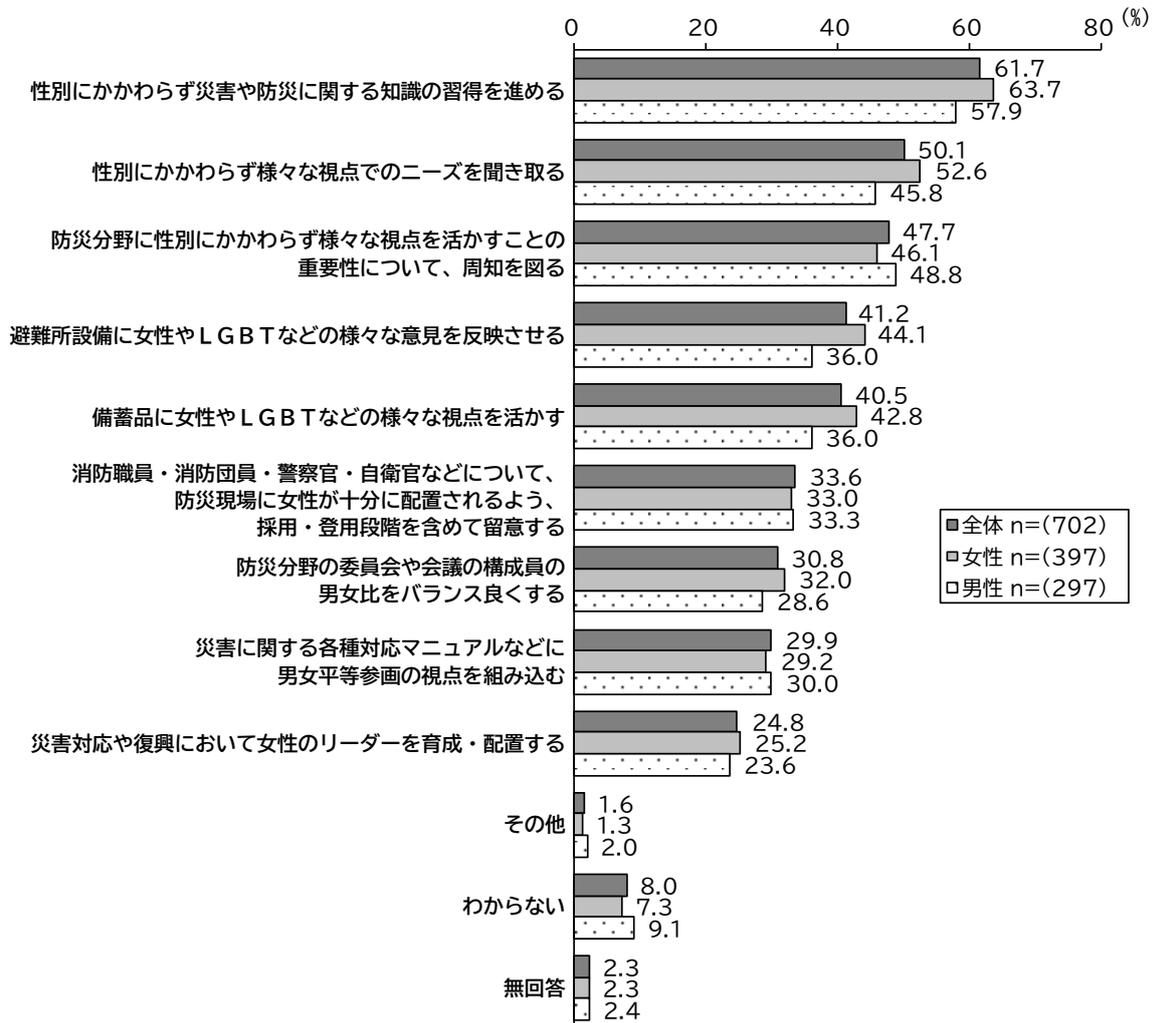
誰にも相談しなかった理由について・・・・・・・・・・

1	相談するほどのことではないと思ったから
2	相談しても無駄だと思ったから
3	我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから
4	人に打ち明けることに抵抗があったから
5	相談できる人がいなかったから

■男女平等参画を進めるために必要な施策について

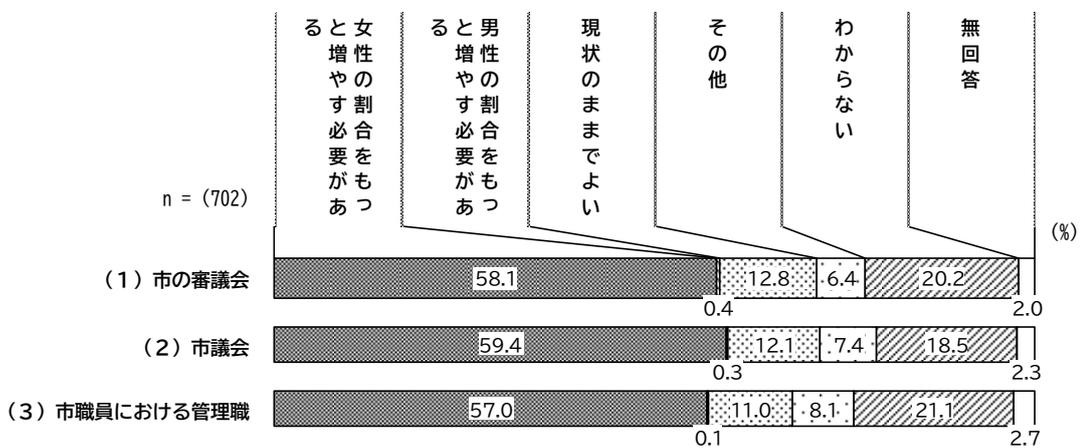
①防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこと

防災分野において・・・・・・・・



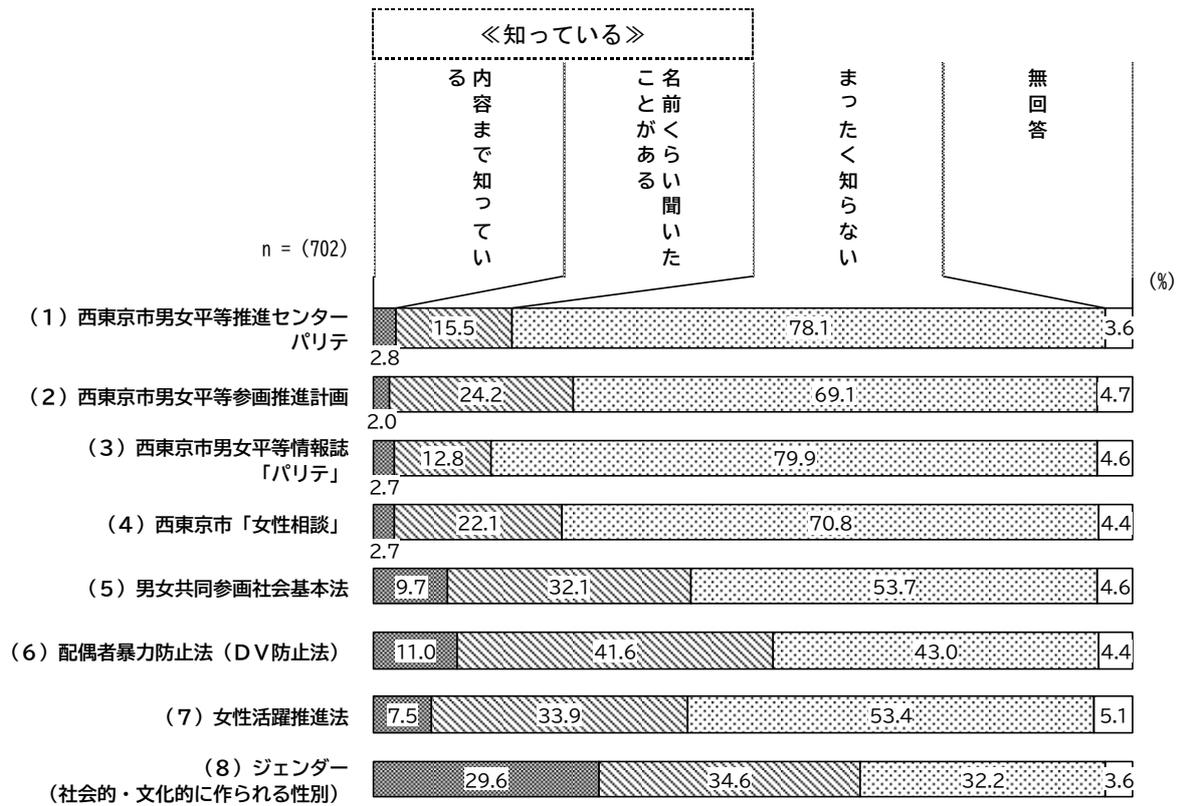
②市の審議会と市議会、市職員における管理職の女性の割合についての考え

管理職の女性の割合について・・・・・・・・



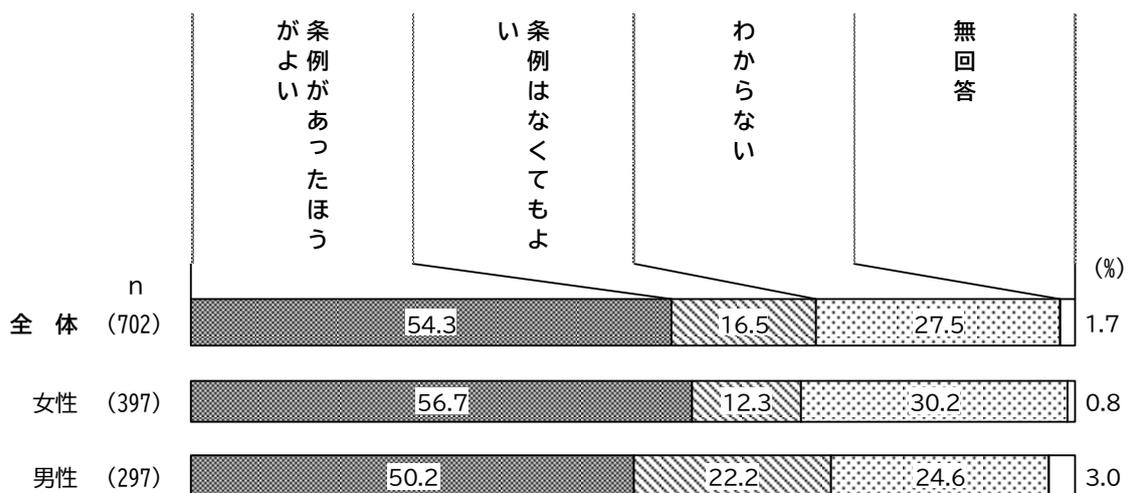
③西東京市の取り組み、男女平等に関する法律等の認知度

取り組みや法律等の認知度について・・・・・・・・



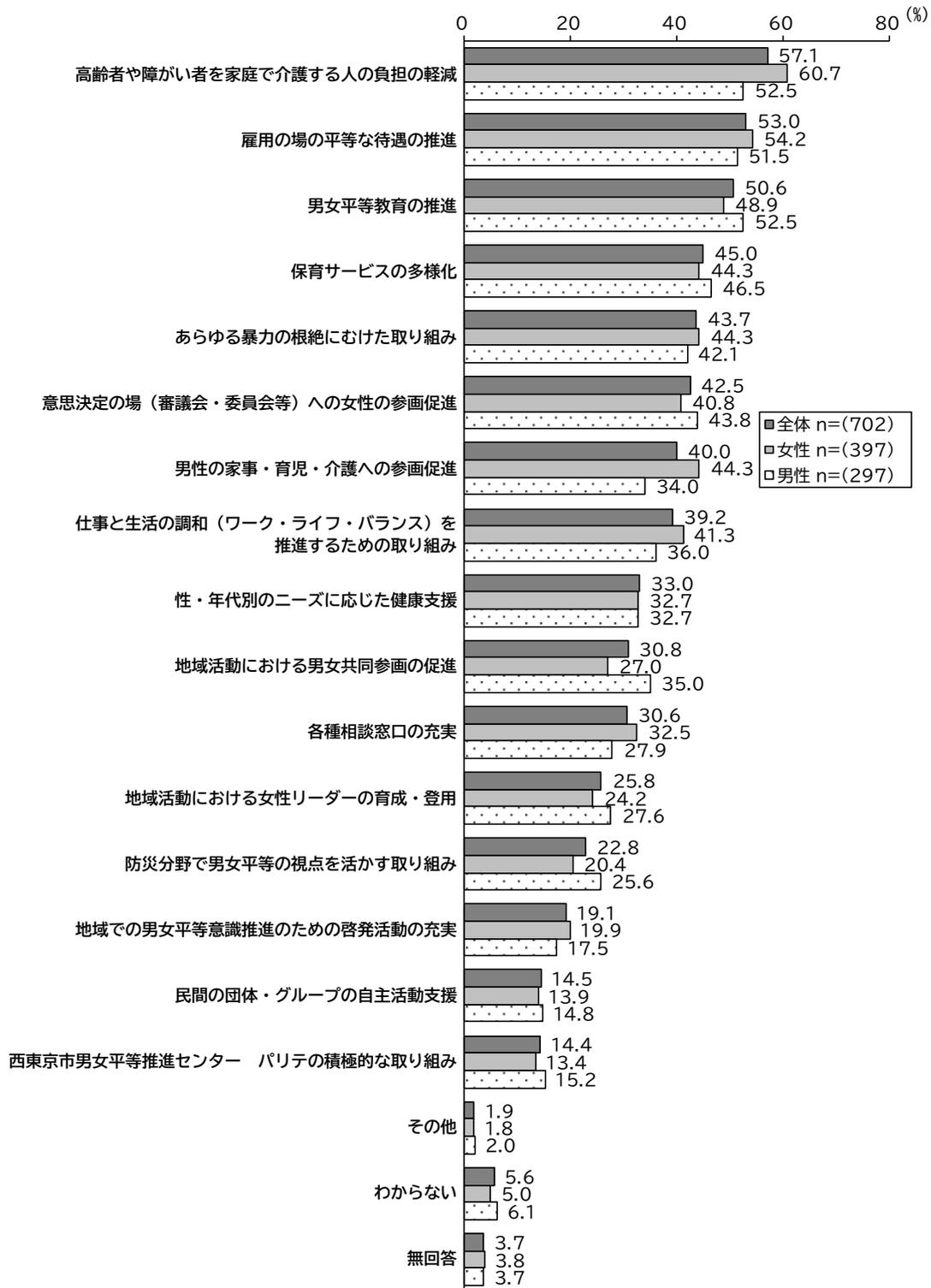
④男女平等推進条例制定についての意向

男女平等推進条例の制定について・・・・・・・・



⑤西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策

西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策について・・・・・・・・



#### 4. 西東京市第4次男女平等参画推進計画での取組と今後の課題

※今後、5年間の取組と成果・課題等を取りまとめ、検討を進めていきます。

「西東京市第4次男女平等参画推進計画」の計画期間における主な取組と今後の課題について、基本目標ごとにまとめました。

##### ■基本目標Ⅰ 人権の尊重

【主な取組】

◇……………

◇……………

##### ■基本目標Ⅱ 地域における男女平等参画の推進

【主な取組】

◇……………

◇……………

##### ■基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進

【主な取組】

◇……………

◇……………

##### ■基本目標Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

【主な取組】

◇……………

◇……………

## 第3章 計画の基本的な考え方

※今後検討を進めていきます。

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本的視点
3. 重点課題の設定
4. 計画の体系



体系図

## 第4章 計画の内容

※今後検討を進めていきますが、現時点では以下の4つを検討しています。

### ■基本目標Ⅰ 人権と多様性を尊重する意識の醸成

ジェンダー平等社会を実現するためには、性別等にかかわらず、誰もが互いに多様な生き方を尊重することが大切です。

ジェンダー平等を阻害する要因である「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方である固定的役割分担意識について、令和4年度に実施した男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査では、女性で解消されていないと回答する割合が前回調査から増えており、依然として根強く残る意識の解消を図る必要があります。

また、東京都では令和元年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、性的指向・性自認等を理由とする差別や偏見の解消を図り、当事者支援を推進する取組を進めています。令和4年度の西東京市民意識・実態調査においても、男女ともに性的マイノリティへの取り組みが必要と考える割合が前回調査より増えており、必要な当事者支援として市のサービスや環境整備、市民・企業等への意識啓発が求められています。多様性を尊重する社会に向けて、性別等による不当や差別や偏見、それに基づく慣行等を解消し、ジェンダー平等意識を醸成していくことが重要です。

(想定される施策)

- ・ 固定的性別役割分担意識の解消
- ・ ジェンダー平等教育・学習の推進
- ・ 性の多様性の理解・尊重

等

### ■基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進

#### 【女性活躍推進計画】

いきいきと自分らしく働き続けるためには、家事や育児、介護、地域活動等によって働くことを断念することなく、家庭生活と仕事を両立できることが重要です。働き方改革をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためテレワーク等の柔軟な働き方への理解や取組の広まりや、育児・介護休業法改正による男性の育児休業取得促進の取組が進められてきました。しかし、令和4年度の西東京市民意識・実態調査によると、家庭生活や個人の生活を優先したくとも、実際には仕事を優先せざるを得ない状況が男女ともに見受けられます。ワーク・ライフ・バランスの実現を図るために、職場環境の整備の働きかけや企業・労働者への意識づけが必要です。

また、固定的性別役割分担意識やそれに基づく男性中心型の労働慣行等により、働く場において性別による不合理な待遇差は今なお残されています。世界経済フォーラムの公表するジェンダーギャップ指数をみると、日本は2022年では146か国中116位で、政治・経済への女性参画が遅れていることから先進国の中では最低となっています。令和4年度の西東京市民意識・実態調査でも、市の審議会や管理職への女性登用の促進が求められています。誰もが社会の対等な構成員として能力と個性を十分に発揮して活躍できるよう、女性活躍の推進を図ることが重要です。

(想定される施策)

- ・ ワーク・ライフ・バランス実現のための市内企業への啓発
- ・ 男性の家庭参画の促進

### ■基本目標Ⅲ あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援

配偶者等からの暴力をはじめ、虐待や性暴力、ハラスメント等の様々な暴力は重大な人権侵害となる行為です。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等によるストレスや休業等の生活不安による影響でDVの増加や深刻化が大きな問題となりました。内閣府におけるDVの相談件数も大幅に増加しています。令和4年度の西東京市民意識・実態調査でも、被害を受けても相談していない人が約半数を占めており、暴力の根絶をめざし、未然防止のための啓発の強化や被害者支援の取組を進めることが重要になります。

また、女性はひとり親や高齢、障がいがあること等により複合的に困難な状況に置かれやすくなります。誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりを進めることが必要です。国では、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現をめざし支援施策を推進すると示されています。市民の生活に一番近い地方公共団体において、相談体制や細やかな配慮、支援が必要です。

(想定される施策)

- ・暴力の未然防止と早期発見
- ・相談体制の充実と被害者支援
- ・ひとり親家庭や生活困窮者等への支援

### ■基本目標Ⅳ ジェンダー平等の実現に向けた推進体制の強化

計画の着実な進行にあたっては、庁内組織が一体となって取組を強化し、施策の充実を図ることが重要です。しかし、令和4年度に実施した西東京市職員意識・実態調査でも、ワーク・ライフ・バランスを実現できていない現状が浮き彫りになっています。市の事業所等のモデルとなるべく、庁内の職場環境の整備や、女性登用の促進等に積極的に取り組む必要があります。

また、男女平等参画推進の拠点施設である「男女平等推進センター パリテ」の取組の充実を図り、市民や事業所等への啓発や協働・連携を進めることも大切です。しかし、令和4年度の西東京市西東京市民意識・実態調査によると、西東京市男女平等情報誌「パリテ」、西東京市男女平等推進センター パリテ、女性相談といった西東京市における取組の認知度は低い状況にあります。西東京市の取組の市民に向けた周知の強化と、取組の充実を並行して行うことが必要です。

(想定される施策)

- ・庁内推進体制の充実
- ・男女平等推進センターパリテの事業充実
- ・計画の進行管理